

改正案内人がサポートします

新・制度改正 《NAVI》



今回は新しい制度改正ではないですが、平成25年4月1日施行の「同日得喪」の範囲の見直しについて、あまり手続きがされていない印象がありますので、新ためて紹介いたします。

同日得喪の手続き（月額変更届との違い）

社会保険料は、基本給などの固定的賃金に変更となった場合、変更月から3ヶ月間の支給実績をもとに1ヶ月当たりの平均額を算出し、従前の標準報酬月額等級との比較で原則2等級以上変動している場合に、変動月から4ヶ月目の標準報酬月額等級を変更する手続（月額変更届）となります。給与額が大きく下がる場合は、3ヶ月間高い保険料負担のままとなります。

60歳以降定年などにより、給与額を下げる企業が多いので、**社会保険の資格を喪失して、同じ日に取得するという手続きをとることで、新しい給与額に見合う社会保険料に変わります（同日得喪）**

A社を退職し、次の日に別のB社に再就職した場合と同じように、社会保険料が変わります。

同日得喪の手続

- ・ 資格喪失届（健康保険証の回収）
- ・ 資格取得届（新しい健康保険番号での健康保険証が交付されます）
- ・ 健康保険被扶養者（異動）届・国民年金第3号届も忘れずに提出
- ・ 新たな雇用契約の内容が分かる書類（再雇用時の雇用契約書の写）
- ・ 退職したことがわかる書類（就業規則の写または退職辞令の写など）

同日得喪の範囲について（平成25年4月以降）

以前は、「定年時」や「60歳から64歳までの厚生年金」を受け取る権利のある方が退職後継続再雇用（1日の空きもなく再雇用されること）場合に限定されていましたが、現在は、60歳以降に退職後継続再雇用される方全てに拡大されています。

退職後継続再雇用される場合に同日得喪できる範囲

【以前の対象者】

- ・ 継続再雇用された「60歳から64歳までの厚生年金」を受ける権利がある方

【新たに対象に加えられた方】

- ・ 継続再雇用された「60歳から64歳までの厚生年金」を受ける権利がない方
- ・ 継続再雇用された「65歳以上の方」
(70歳以上の健康保険のみの加入の方を含みます)

70歳以上の方の同日得喪の場合は、「厚生年金保険70歳以上被用者該当・非該当届」を非該当と該当を同日で届出ることを、あわせて行ってください。

現在でも、「定年時」にしか同日得喪できないと思われる方が多いので、手続きされていないケースが多くあります。パートタイマーの方でも、退職後、新たな雇用契約を再締結される場合は、同日得喪となります。

ご注意事項



役員の方については、役員報酬の変更であれば月額変更届となります。

役員から嘱託社員へ再雇用の場合は同日得喪の対象となりえますが、賃金計算期間の初日での再雇用でない場合は、再雇用後も従前の役員報酬の支払があるため、同日得喪ではなく、月額変更届となりますので、注意が必要です。

(例) 末日締翌月10日支払で6/24役員退任して6/25嘱託社員再雇用の場合
6/25再雇用後も6月分の役員報酬が支払われるため、同日得喪の対象外。